

|                                                                                                                                  |                   |     |                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----|--------------------|
| 判決年月日                                                                                                                            | 平成 23 年 10 月 20 日 | 担当部 | 知的財産高等裁判所<br>第 4 部 |
| 事件番号                                                                                                                             | 平成 23 年（ネ）10029号  |     |                    |
| ○対象製品が発明の名称「梨地成形用金型」に係る特許発明の「独立状態の凹部を形成して」という構成を有することを認めるに足りない上，対象製品の製造工程によっては上記発明が目的とする構成を得ることができず，発明の効果も達成できないとして，特許権侵害を否定した事例 |                   |     |                    |

（関連条文）特許法 70 条，68 条

本件は，被控訴人が原判決別紙製品目録記載の梨地成形用金型（被控訴人製品）を生産した行為について，控訴人が，被控訴人の上記行為は，控訴人の有する発明の名称「梨地成形用金型」に係る本件特許権を侵害すると主張して，①本件特許権に基づき，被控訴人製品の生産の差止めを求めるとともに，②不法行為に基づく損害賠償として，2500万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成21年5月14日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原判決は，被控訴人製品が本件発明の技術的範囲に属さないとして，控訴人の請求を棄却したため，控訴人がこれを不服として控訴した。

本判決は，以下のとおり判示し，被控訴人製品はいずれも本件発明の構成要件Dを充足しないとして，控訴人の控訴を棄却した。

「被控訴人製品に，金型表面（加工面の表面）を基準として形成された2つ以上の凹部が金型表面に形成された凸部によって分断されている状況があると認めるに足りないから，上記被控訴人製品が「独立状態の凹部を形成して」いるとはいえない。よって，上記被控訴人製品は，構成要件Dの「独立状態の凹部を形成して」を充足しない。」

「構成要件Dの「散布」・・は，パドル式，シャワー式，スプレー式等の工法をいうものと解される。・・被控訴人製品の生産工程におけるエッチングは，・・金型を酸液に浸漬し，酸液を攪拌して，梨地パターンを腐食させる方法である。「浸漬」とは，液体の中に浸すことをいうから，「散布」と「浸漬」とは，エッチング液のあて方が相違することは，控訴人も自認するところである。・・よって，上記被控訴人製品が構成要件Dの「散布」を充足するとはいえない。」

「写真法によるエッチングの後，直接描画法によるエッチング（従来の梨地加工）を行った場合には，写真法によるエッチングにより形成された凹部が，「独立状態の凹部」とはいえなくなる。そうすると，本件発明が目的とする「表面に酸液を散布して前記梨地パターン部を腐食させて独立状態の凹部を形成してなる」との構成を得ることはできず，その

結果、「汚れにくく、汚れた場合にも付着した汚れの除去が容易」であるという本件発明の効果も達成できないことになる。

したがって、写真法によるエッチングの後、直接描画法によるエッチングの工程を付加した上記被控訴人製品は、この観点からも、本件発明の構成要件D「独立状態の凹部を形成して」を充足するとはいえない。」